

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県監査委員（以下「実施機関」という。）が平成23年3月3日22監総第902号及び平成23年3月3日23監総第902号で行った決定（以下前者を「本件決定1」、後者を「本件決定2」、両者をまとめて「本件決定」という。）について、次のとおり判断する。

#### (1) 本件決定1について

ア 異議申立てに係る対象公文書（以下「請求対象文書」という。）のうち、「①領収証のあて名違いの正当性を確認した文書」（以下「請求内容1」という。）及び「② H21.3.31 1台のみ「A作業所」へ納入を確認した文書」（以下「請求内容2」という。）に対し、実施機関が、「平成22年5月10日付け住民監査請求に係る関係人調査の復命について」（以下「本件公文書1」という。）を対象公文書として特定したことは妥当であるが、請求内容1については、本件公文書1に加え、「出納帳及び入・出金伝票」その他領収証のあて名間違いに関連する文書すべてを対象公文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

また、請求対象文書のうち、「④ 「A作業所」の都合で残り4台がH21.5月になったと確認できる文書」（以下「請求内容4」という。）に対し、本件公文書1を対象公文書として特定したことは妥当ではなく、請求内容4に対し、改めて対象公文書を特定し、開示・非開示の決定を行うべきである。

イ 本件公文書1について、実施機関が非開示とした情報のうち、次の部分を除き、開示すべきである。

(ア) 関係人調査結果に記載された本件パソコン等に係る納入業者（以下「関係人」という。）の名称、関係人の従業員の役職及び氏名並びに実施機関の聴取に対し関係人が回答した内容の部分

(イ) 関係人から提供を受けた資料に記載された関係人の住所、連絡先及び従業員の氏名並びに納入先のあて名、住所、連絡先、代表者の氏名、代表者の印影及び納入先の従業員の氏名の情報の部分

#### (2) 本件決定2について

ア 請求対象文書のうち、「③ 支援センターで使われていると確認できる文書」（以下「請求内容3」という。）に対し、実施機関が「平成22年度

第7回監査委員協議会議事録」(以下「本件公文書2」といい、本件公文書1と併せて以下「本件公文書」という。)を対象公文書として特定したことは妥当であるが、請求内容3については、本件公文書2に加え、E地域活動支援センターが作成した備品台帳その他本件パソコン等がE地域活動支援センターで利用されていることに関連するすべての文書を対象公文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

イ 本件公文書2について、実施機関が非開示とした部分は妥当である。

## 2 請求対象文書の特定及び開示決定状況

### (1) 請求対象文書について

請求対象文書は、「平成22年5月10日住民監査における公表された監査結果の内容分で県の職員が確認調査し提出した文書」であり、その内容は、請求内容1、請求内容2、請求内容3及び請求内容4のとおりである。

### (2) 本件決定について

実施機関は、請求対象文書のうち、請求内容1、請求内容2及び請求内容4に対し本件公文書1を、請求内容3に対し本件公文書2をそれぞれ特定し、本件公文書について、福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、次のとおり部分開示決定を行った。

#### ア 本件公文書1について

実施機関は、本件公文書1のうち、関係人調査結果に記載された関係人の従業員の役職及び氏名並びに関係人から提供を受けた資料に記載された関係人の従業員の氏名並びに納入先の代表者及び従業員の氏名の部分を、条例第7条第1項第1号(個人情報)に、関係人調査結果に記載された関係人への聴取り内容の部分及び関係人から提供を受けた資料のすべてを、第2号(事業情報)、第3号(審議・検討等情報)、第4号(行政運営情報)及び第5号(任意提供情報)に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する部分開示決定を行った。

#### イ 本件公文書2について

実施機関は、本件公文書2のうち、4台のパソコンが写った画像の氏名ラベルに記載された氏名の情報を、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する部分開示決定を行った。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関は異議申立人が請求したものと違う文書を特定し、開示しているとして、実施機関が行った本件決定を取消し、異議申立人が請求した文書の開示を求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成23年2月16日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成23年3月3日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成23年3月30日付けで、本件決定を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

#### (1) 本件公文書1について

ア 異議申立人は、監査委員の判断の文書は求めている。事務局職員が調査確認した文書を求めている。

イ 監査対象機関以外である関係人（業者）から提供を受けた資料の開示は求めている。

ウ A作業所を確認した文書がなぜ黒ぬりになるのか。本件調査確認は「納品書」「納入期限延長のお願い文」等、A作業所を確認すれば十分であると思われる。

エ 異議申立人の調査では、A作業所には事務局職員が確認したと公表した文書は存在しない。確認していないのであれば不存在ではないのか。

オ 「黒ぬりにしたらどうせわからない」、「異議申立てをしても、どうすることもできない」、「訴訟することはどうせできない」ということであろう。

カ 県、大野城市に有利な文書が確認できないのに確認したと公表したので、こういう故意の開示をしている。

キ 黒ぬりを開示したらハッキリすることである。黒ぬり部分の文書開示を強く求める。

## (2) 本件公文書 2 について

- ア 異議申立人は、事務局職員が E 地域活動支援センターで（パソコンが）使われていると確認できる文書を求めている。
- イ 公の備品に何故個人の名前が貼ってあるのか。請求した文書と違う文書を開示しているからではないのか。黒ぬりなら「どうせわからない」ということで別の文書を開示している。
- ウ （パソコンが使われているかどうかを）確認していないので違う文書を開示している。

## (3) その他の主張について

- ア 平成 23 年 3 月 3 日付で発行された 2 枚の決定通知書は、事務局職員が無断で発行したものではないのか。監査委員が決定した公文書開示と思われるので、事務局職員が無断で行ったのではないかと申立てをしている。
- イ （審査会諮問通知書の中で、）異議申立ての対象となった部分開示決定において「非開示とした部分を取消すとの決定を求める。」となっているが、そういう趣旨の異議申立てはしていない。通知書が違っている。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

### (1) 本件公文書 1 について

本件公文書 1 には、パソコン等を納入契約した経緯、パソコン等の納入年月日などの情報が記載されており、対象公文書とし、非開示部分については、条例第 7 条第 1 項第 1 号（個人情報）、第 2 号（事業情報）、第 3 号（審議・検討等情報）、第 4 号（行政運営情報）及び第 5 号（任意提供情報）に該当するため、部分開示としたものである。

- ア 記載されている氏名は、個人情報にあたり、特定の個人を識別できることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。
- イ 法人その他の団体に関する情報は、開示することになれば、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。
- ウ 当該情報は、具体的な監査事項ないし監査の内容、着眼点、監査手法ないし手順等を示すものであり、これらを開示することは、今後、同種又は類似の監査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、関係人から得られた情報については、監査にのみ用いることを前

提として提供を受けた資料であるため、その具体的な資料名及び内容を開示することになれば、今後の監査にあたって正確な事実の把握を困難にする等の支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第1項第3号及び第4号に該当する。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第8項の規定に基づき実施した関係人調査（以下「関係人調査」という。）は、法第200条第7項の規定に基づき監査委員の命を受けた事務局職員が、公開しないことを前提に聴取りを行ったもので、公表することになれば、任意の協力を得られなくなり、今後の監査に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第1項第5号に該当する。

## **(2) 本件公文書2について**

本件公文書2において、当該パソコンが支援センターで利用されていることを確認できる。

パソコン4台の写真の中の氏名ラベルの部分については、個人情報に当たり、特定の個人を識別できることから、条例第7条第1項第1号に該当する。

## **6 審査会の判断**

### **(1) 本件監査請求について**

異議申立人は、平成22年5月10日付けで、実施機関に対し、「平成20年度福岡県障害者共同作業所運営費補助金」の補助対象作業所であるA作業所のパソコン購入等に関して、大野城市が県に虚偽の実績報告を行い、県がこれに基づき金額確定を行ったことは違法、不当であるとして、補助金全額の決定取消を求めて、住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）を行った。

実施機関は、本件監査請求を受け、平成22年5月17日に監査の実施方針及び実施計画を決定し、これに基づき、実施機関の事務局職員が、平成22年5月21日から平成22年6月23日のうちの11日間、監査対象所属から本件補助金に係る関係書類の調査及び聴取り調査を行った。

なお、当審査会において実施機関の事務局職員に確認したところ、監査対象所属から提示を受けた関係書類については、一部の文書を除き返却したとのことである。

また、平成22年6月14日には、関係人に対し、納入の経緯や領収証の発行等について、関係書類の調査及び聴取り調査を行った。

実施機関は、A作業所のパソコン5台の購入に関し、領収証のあて名はD協会となっているが、うち1台が平成21年3月31日に、残りの4台が平成21年5月12日にA作業所に納入されていること、また、現在本件パソコン等は、E地域活動支援センターで利用されていること等から、A作業所の備品として納入されたものと認められること等を理由として、平成22年7月5日に開催された第7回監査委員協議会において本件監査請求は理由がないものとして棄却を決定し、異議申立人に通知した。

本件監査請求に係る監査結果（監査公表第6号、以下「本件監査結果」という。）は、福岡県公報（平成22年7月16日第3136号）に登載された。

## **(2) 本件公文書の性格及び内容について**

### **ア 本件公文書1について**

実施機関は、本件パソコン等の納入の経緯及び領収証の発行などについて、法第199条第8項の規定に基づき、平成22年6月14日に監査対象機関以外である関係人から聴取した。

本件公文書1は、本件監査請求に係る調査において、実施機関の事務局職員が、A作業所へパソコン等を納入した関係人から聴取り調査を行い、その結果を復命した文書で、起案用紙、関係人調査結果及び関係人から提供を受けた資料で構成されている。

#### **(7) 起案用紙**

起案用紙は伺い文と本文からなり、本文には、関係人調査に係る出張日、出張先、出張者及び内容（具体的内容は別紙に記載）が記載されている。

なお、起案用紙には非開示とした情報はない。

#### **(イ) 関係人調査結果**

関係人調査結果は、関係人調査において実施機関の事務局職員が関係人から聴き取りした内容を記録したもので、聴取りを行った日時及び場所（関係人の名称が記載）並びに関係人の名称、従業員の役職、従業員の氏名及び聴取りを行った実施機関の職員名並びに聴取り内容が記載されている。

実施機関が非開示とした情報は、聴取りを行った場所、応対者である関係人の名称、従業員の役職及び氏名並びに聴取り内容である。

#### **(ウ) 関係人から提供を受けた資料**

当該資料は、実施機関の事務局職員が関係人調査において関係人から提供を受けたもので、実施機関は、これらの情報のすべてを非開示としている。

#### **イ 本件公文書 2 について**

本件公文書 2 は、平成 22 年度第 7 回監査委員協議会の議事録と同協議会において回覧されたパソコン等の 15 枚の画像を印刷した文書である。

実施機関が非開示とした情報は、パソコン等の 15 枚の画像を印刷した文書中、4 台のパソコンが写った画像の氏名ラベルに記載された氏名である。

### **(3) 実施機関が行った公文書の特定について**

実施機関は、本件公文書 1 について、パソコン等を納入契約した経緯、パソコン等の納入年月日などの情報が記載されており、対象公文書としたと主張しているのに対し、異議申立人は、「異議申立人の調査では、A 作業所には事務局職員が確認したと公表した文書は存在しない。確認していないのであれば不存在ではないのか。」「黒ぬりにしたらどうせわからない」、「県、大野城市に有利な文書が確認できないのに確認したと公表したので、こういう故意の開示をしている。」等、実施機関による本件公文書 1 の特定は妥当ではないと主張している。

次に、実施機関は、本件公文書 2 について、当該パソコンが支援センターで利用されていることを確認できると主張しているのに対し、異議申立人は、「事務局職員が E 地域活動支援センターで（パソコンが）使われていると確認できる文書を求めている。」「公の備品に何故個人の名前が貼ってあるのか。請求した文書と違う文書を開示しているからではないのか。黒ぬりなら「どうせわからない」ということで別の文書を開示している。」「（パソコンが使われているかどうかを）確認していないので違う文書を開示している。」等、実施機関による本件公文書 2 の特定は妥当ではないと主張している。

したがって、実施機関が行った公文書特定の妥当性について検討する。

#### **ア 本件公文書 1 について**

実施機関は、請求対象文書のうち、請求内容 1、請求内容 2 及び請求内容 4 に対し、本件公文書 1 を対象公文書として特定している。

##### **(7) 請求内容 1 について**

a 請求内容 1 の趣旨は、領収証のあて名は D 協会となっているが、こ

これは間違いで正しくはA作業所と記載すべきであったことを確認した文書であると解される。

当審査会において実施機関の事務局職員に確認したところ、領収証のあて名間違いについては、本件公文書1に加え、監査対象所属からの聴取りや「出納帳及び入・出金伝票」等の提出資料により確認したとのことである。

そこで、本件公文書1をみると、平成21年3月31日にA作業所の住所にパソコン1台が納入され、さらに、平成21年5月12日に残り4台のパソコン及びプリンタ等がA作業所の住所に納入されたことが確認できる。

しかしながら、この事実だけで、領収証のあて名の記載が間違いであったとは判断できないため、実施機関が、請求内容1に対し、本件公文書1のみを特定したことは不十分であり、妥当であるとはいえない。

- b そうすると、実施機関は、請求内容1に対し、本件公文書1に加え、「出納帳及び入・出金伝票」その他領収証のあて名間違いに関連する文書すべてを対象公文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

#### **(イ) 請求内容2について**

本件公文書1をみると、平成21年3月31日にパソコン1台だけがA作業所の住所に納入されたことは確認できるので、実施機関が請求内容2に対して、本件公文書1を対象公文書として特定したことは妥当であると認められる。

#### **(ウ) 請求内容4について**

- a 本件公文書1をみると、平成21年5月12日に残りのパソコン4台がA作業所の住所に納入されたことは確認できるものの、その理由は判明しないので、実施機関が、請求内容4に対し、本件公文書1を対象公文書として特定したことは妥当であるとは認められない。
- b したがって、実施機関は、請求内容4に対し、改めて対象公文書を特定し、開示・非開示の決定を行うべきである。

#### **イ 本件公文書2について**

実施機関は、請求対象文書うち、請求内容3に対し、本件公文書2を対象公文書として特定している。



#### **(7) 請求内容3について**

a 本件公文書2は、平成22年度第7回監査委員協議会の議事録とパソコン等の画像の写真が15枚である。

なお、当審査会において実施機関の事務局職員に確認したところ、これらの写真は同協議会において各監査委員に回覧されたものであるとのことである。また、実施機関では、これらの写真に加え、監査対象所属からの聴取りやE地域活動支援センターの備品台帳等の提出書類により、本件パソコン等がE地域活動支援センターで利用されていることを確認したとのことである。

b 本件公文書2をみると、これらの写真が、何時、何処で撮影されたものであるか、また、本件パソコン等の画像であるかは判明せず、本件パソコン等がE地域活動支援センターで利用されているとは判断できないため、実施機関が、請求内容3に対し、本件公文書2のみを特定したことは不十分であり、妥当であるとはいえない。

そうすると、実施機関は、請求内容3に対し、本件公文書2に加え、E地域活動支援センターが作成した備品台帳その他本件パソコン等がE地域活動支援センターで利用されていることに関連するすべての文書を対象公文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

#### **(4) 開示・非開示の判断**

##### **ア 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性について**

条例第7条第1項第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示とすることを定めている。

また、本号本文に該当するとしても、条例は、本号ただし書において例外的に開示することが必要と認められる情報を規定しているところである。

本件公文書1のうち、関係人調査結果には、関係人調査における関係人の従業員の役職及び氏名が、また、関係人から提供を受けた資料には、関係人の従業員の氏名、納入先の従業員及び代表者の氏名が、それぞれ記載されている。

実施機関は、本件公文書に記載されている氏名は、個人情報にあたり、特定の個人を識別できることから非開示とした旨主張しているので、本件公文書に記載されている氏名の条例第7条第1項第1号該当性について検討する。

**(7) 本件公文書1のうち、関係人調査結果に記載された関係人の従業員の役職及び氏名並びに関係人から提供を受けた資料に記載された関係人の従業員の氏名及び納入先の従業員の氏名**

これらの情報に記載された氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであるから、同号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、例外的開示について定めた同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、実施機関が本件公文書1のうち、関係人調査結果に記載された関係人の従業員の役職及び氏名並びに関係人から提供を受けた資料に記載された関係人の従業員の氏名及び納入先の従業員の氏名を非開示としたことは、妥当である。

**(イ) 本件公文書1のうち、関係人から提供を受けた資料に記載された納入先の代表者の氏名**

納入先の代表者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであるから、同号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

次に、条例第7条第1項第1号ただし書の該当性についてであるが、納入先である法人の場合、代表権を有する者の氏名及び住所は登記事項であり、登記は誰でも閲覧可能である。

したがって、関係人から提供を受けた資料に記載された納入先の代表者の氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報であると認められることから、同項第1号ただし書イにより開示すべきである。

**(ウ) 本件公文書2のうち、4台のパソコンが写った画像の氏名ラベルに記載された氏名**

4台のパソコンが写った画像の氏名ラベルに記載された氏名は、同号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ

るもの」に該当する。

また、例外的開示について定めた同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことから、実施機関が本件公文書2のうち、4台のパソコンが写った画像の氏名ラベルに記載された氏名を非開示としたことは、妥当である。

#### イ 条例第7条第1項第4号（行政運営情報）該当性について

条例第7条第1項第4号は、県等の機関が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から県等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示情報として規定するものである。

県等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事後的にすべて列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定できるものをイからホにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定しているものである。

そこで、本件公文書1に記載された情報のうち、当審査会が条例第7条第1項第1号に該当しないとして開示が妥当と判断した情報の条例第7条第1項第4号該当性について検討する。

(ア) 本件公文書1のうち、実施機関が非開示とした情報は、関係人調査結果のうちの関係人の名称、従業員の仕事、従業員の氏名及び関係人との個別の質疑内容並びに関係人から提供を受けた資料のすべてである。

関係人との個別の質疑内容には、実施機関の事務局職員が関係人にA作業所へのパソコン等の納入状況を確認した具体的な内容が、また、関係人から提供を受けた資料には、関係人の証言を裏付ける内容が記載されている。

(イ) 監査委員の関係人に対する調査権については、法第199条第8項に規定されているが、監査委員の調査を拒否した場合の罰則はなく、調査に強制力がないことから、あくまで関係人の任意の理解と協力の下に行

われるものである。

このような任意の調査においては、通常調査結果が公開されることを前提として調査に応じることは予定していないことから、関係人の名称や個別の質疑内容などの関係人から得られた情報をすべて公開することで、関係人との信頼関係が著しく損なわれ、関係人から今後の調査について協力を得られにくくなることは十分に予想される。

なお、当審査会において実施機関の事務局職員に確認したところ、実施機関は、関係人から聴取りを行うにあたって、関係人に対し、聴取り内容や提出を受けた資料は監査以外には利用しないこと、及び関係人調査の結果は公開しないことを明示したとのことである。

このことから、関係人は、実施機関による関係人調査を受けるにあたって、関係人の名称はもちろんのこと、調査の内容が公表されることは全く想定していなかったものと考えられる。

- (ウ) 関係人調査結果は、関係人調査において実施機関の事務局職員が関係人から聴き取りした内容を記載したものであるが、この種の聴取り調査が目的を十分に達成するためには、関係人にありのままに述べてもらうことが期待されるどころ、このような調査の過程で実施機関によって作成された文書が、そのまますべて開示されることとなると、関係人との信頼関係が著しく損なわれるだけでなく、関係人から今後の調査について協力を得られにくくなったり、今後、実施機関が関係人調査を行う際に関係人から回答を拒否されるなど、協力が得られず、関係人調査自体が実施できなくなり、監査にあたって正確な事実の把握を困難にする等の支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、関係人調査結果に記載された情報は、基本的には条例第7条第1項第4号に該当すると認められる。

しかしながら、本件監査結果には、実施機関の事務局職員が関係人に対し、本件パソコン等の納入の経緯や領収証の発行などについて聴取りを行った旨記載しているので、実施機関が関係人に対し質問した項目の部分については、開示しても、関係人との信頼関係が著しく損なわれるなどの支障はないと認められ、条例第7条第1項第4号に該当しないことから、開示すべきである。

- (エ) また、関係人から提供を受けた資料については、関係人調査において実施機関の事務局職員が関係人から聴き取りした際に提供を受けた文書

であり、当該情報についても基本的には条例第7条第1項第4号に該当すると認められるが、本件監査結果において、その表題や本件パソコン等の取付住所がA作業所の住所になっていたことを公表していること、さらに、このような文書は、一般の取引において広く使用されているので、これらの情報を開示しても関係人との信頼関係が著しく損なわれるなどの支障がないと認められ、条例第7条第1項第4号に該当しない。

したがって、関係人から提供を受けた資料のうち、関係人の名称、住所及び連絡先並びに納入先のあて名、住所及び連絡先並びに納入先の代表者の氏名及び印影の情報の部分を除いては、条例第7条第1項第4号に該当しないことから、開示すべきである。

#### **ウ 条例第7条第1項第2号（事業情報）、第3号（審議・検討等情報）及び第5号（任意提供情報）該当性について**

実施機関は、本件公文書1に記載された情報については、条例第7条第1項第1号及び第4号の他、第2号、第3号及び第5号にも該当する旨主張しているので、当審査会が条例第7条第1項第1号及び第4号に該当しないとして開示が妥当と判断した情報について、第2号該当性から順に検討し、開示・非開示の判断を行う。

##### **(ア) 条例第7条第1項第2号（事業情報）該当性について**

当該情報は、実施機関の事務局職員が関係人に対し質問した概略や単に本件パソコン等の納入が確認できる内容が記載されているに過ぎないことから、これらの情報を開示しても、関係人や納入先である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は、条例第7条第1項第2号に該当しない。

##### **(イ) 条例第7条第1項第3号（審議・検討等情報）該当性について**

本件監査請求は、平成22年7月5日付けで棄却されており、本件公文書について開示請求が行われた平成23年2月16日の時点においては、既に最終的な意志決定が行われていることが認められる。

したがって、当該情報は、条例第7条第1項第3号に該当しない。

##### **(ウ) 条例第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性について**

当該情報は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であるが、その性質上公にしないことを条件に付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとまではい

えないことから、条例第7条第1項第5号に該当しない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。